

令和5年6月14日（水）

2 目 目

（一般質問）

1. 応招議員は、次のとおりである。

第1番 田崎 幸夫	第2番 鶴見 典明
第3番 篠塚 啓一	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 海老原友子	第8番 石崎 幸寛
第9番 勝山 修輔	第10番 田村 稔
第11番 津野田重一	第12番 稲見 敏夫
第13番 稲川 洋	第14番 高橋 正昭

2. 出席議員は、次のとおりである。

第1番 田崎 幸夫	第2番 鶴見 典明
第3番 篠塚 啓一	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 海老原友子	第8番 石崎 幸寛
第9番 勝山 修輔	第10番 田村 稔
第12番 稲見 敏夫	第13番 稲川 洋
第14番 高橋 正昭	

3. 欠席議員

第11番 津野田重一

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 海老原昌幸 書記（総務係長） 諏訪 満里
書記（主事） 吉田 知史

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおりである。

町 長	星野 光利	副 町 長	和田 裕二
教 育 長	氷室 清	総務課長	星野 和弘
企画課長	柴 光治	税務課長	信夫 一行
住民課長	田仲 有紀	地域生活課長	大山 光夫
健康福祉課長	浜野 知子	子ども家庭課長	高橋 文枝
農政課長兼農業委員会事務局長	松本 勝彦	商工課長	保坂 武志
都市建設課長	神永 理	建築課長	星野 敏克
上下水道課長	川島 勝也	会計管理者兼会計課長	日野 妙子
教育総務課長	佐藤 史久	生涯学習課長	深谷 昇
デジタル推進室長	田仲 進壽		

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

○議長【高橋正昭君】 皆さん、御起立願います。

(全員起立)

○議長【高橋正昭君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【高橋正昭君】 御着席ください。

これから、本日の会議を開きます。

なお、議場内が暑くなっておりますので、上着の脱衣を許します。

ただ今の出席議員数は13人です。

11番・津野田君から欠席の連絡がありましたので、御報告いたします。

(欠席議員 11番 津野田重一君)

○議長【高橋正昭君】 日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○議長【高橋正昭君】 日程第1、一般質問を行います。

なお、質問者に申し上げますが、議会会議規則及び議会の運営に関する要綱を遵守されますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、質問の内容を十分に捉え、簡潔明快なる答弁を求めます。

順序に従い、2番・鶴見典明君の発言を許します。2番、鶴見典明君。

(2番 鶴見典明君 登壇)

○2番【鶴見典明君】 それでは、通告順に基づきまして、私の質問に入らせていただきます。

新型コロナウイルスの感染症もですね、先月よりですね、5類に引き下げられまして緩和されております。ようやく日々の生活も穏やかにですが、戻りつつあると思われまます。コロナ禍において学んだことをですね、しっかりと糧にして、新たなアフターコロナの生活がよりよいものにしていくというふう願っているところでございます。

そんな中で、要点を絞って大きく3点の質問をさせていただきます。

それでは、まず1点目の質問です。消防防災体制の充実について。アフターコロナに伴う消防団活動の活性化について、町の取組みは。

消防団員の安定的な確保及び人材育成や強化について、どのように計画しているのか、町の取組みは。御答弁願います。

○議長【高橋正昭君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問の1点目についてお答えいたします。

コロナ禍におきましては、町消防団活動の中止や規模縮小を余儀なくされました。本年度におきましては、まずはコロナ禍以前に行っていた操法訓練に代わるポンプ操作訓練等の消防団活動を積極的に実

施し、活性化に努めていきたいと考えております。

次に、御質問の2点目についてお答えいたします。

消防団員の安定的な確保につきまして、今現在の消防団員数は241人であり、定員である250人を下回っておりますが、消防団サポート事業の普及やポスター等による周知活動、現団員による勧誘活動を行い、団員確保に努めております。

人材育成や強化につきまして、消防団員全員を対象とした放水訓練の実施や、消防学校主催の研修への参加等により、有事の際の対応力を強化しております。今後も団員の資質の向上に努めてまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【高橋正昭君】 2番、鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 御答弁ありがとうございます。それでは、再質問をさせていただきます。広報紙等でもですね、広報されておりましたが、町内初となるですね、女性消防団員の入団に伴うですね、これまでの御尽力に対しまして感謝を申し上げるとともに、消防団経験者として喜ばしい限りでございます。今後ますますのですね、発展を願い、期待を寄せております。

さて、新聞紙上でも御覧いただいているかと思いますが、このほど佐野市がですね、活性化事業計画を打ち出して、消防団員の確保に本腰を入れるというふうなことで公表されておりました。その取組みの内容を見ますと、若年層を意識した顔の見える消防団の展開をしており、その手法としてSNSを活用した就職活動に有利な認証制度なども導入しているそうです。80%から100%へ条約定数を引き上げるといふようなことを打ち出してあります。

ちなみに、私もこの質問をですね、令和4年12月にさせていただいたんですが、そのときは「100%を目指す」といふふうなことでおっしゃっておりました。今後の充足率を上げていくために町としてどのように取り組んでいくのか、御答弁いただければと思います。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

消防団員、今ですね、なかなか厳しい状況でありまして、確保が難しいといったのが現状でございます。佐野市でそういったものをやってるのは存じております。そういったもの、他の市町などでやっているものを確認しながら、効果的なもの、そういったものを我々もきちんと見極めながら取り入れ、団員確保に努めていきたい、このように考えてございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 2番、鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 ありがとうございます。背景としましてはですね、佐野市においては幼少期からですね、切れ目のない消防教育の活動を展開しておりますというようなことですね。特に中高生を対象とした出前講座なども実施しているというふうなことです。また、人員確保においてはですね、公務員の入団促進、あるいは女性消防団員の活躍の場の拡大、なお、消防職員や消防団のOBですね、と協力した機能別消防団員制度なども検討しているというふうなことです。更に、協力企業などをですね、対象とした表彰制度なども実施しておりまして、企業のイメージアップなどにもつなげているというふうなことです。

我が町においてもですね、取り組める内容はどんどんと取り組んでいくことが活性化につながると考えておりますが、今後の町の取組みとして何か考えていることがあれば、お聞かせ願えますか。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

まず学校のほうでございますが、今現在ですね、町のほうといたしましては、防災教育の一環といたしまして小学校4年生を対象に避難所の開設訓練、こういったものを実施してございます。これにつきましては、町の職員が避難者の受入体制をすぐにですね、取れるようなことを目的といたしまして実施しているところでございますが、この訓練の中で、小学校4年生に避難者役ということで参加していただいているところでございます。

また、公務員の入団等につきましては、今現在、上三川町はですね、公務員の団員は30人ということで1割以上いるわけでございます。そういった中で、役場の職員の団員が23人います。公務員の数がこれ以上増えてもちよっとどうなのかなというところも、公務員は災害の現場でですね、実際立っていかなくちゃいけないと、消防団員としてではなく役所の職員として立っていかなくてはならない部分もありますので、このぐらいの人数が今のところは妥当ではないかというふうには思っております。

それと、機能別消防団員につきましては、これはまだ上三川町は導入してません。他の市町でも約半分ぐらいですか、導入しているのは確認してございます。これにつきましてもどういった形がいいかというのはちょっとまだ分からない部分がありますので、他の状況などをよく見ながら、取り入れられる部分は取り入れていきたいと、そのようには考えてございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 2番、鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 ありがとうございます。コロナ前におきましては、消防団活動として小学校であったり、あるいは中学校とか、そういった施設を利用した合同防災訓練なども実施しておられたということで記憶にございます。そういった意味でなかなかこれ、戻すというのは難しいかもしれませんが、可能な限りですね、そういったことで、以前は自衛隊なども参加していただいて炊き出し訓練などもやっていただいたというふうなことも踏まえて、そういった横の連携じゃないですけども、つながりをですね、持って進めていくというなのも、今後の消防団の活性化にもつながっていくのかなと考えておるところなんです、その辺の予定であったり計画などを考えているのであれば教えていただけませんか。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

以前ですね、小中学校などで消防団の各分団に分かれてですね、分かれてというか当番制でですね、消防演習という形で小学生、中学生などに参加していただいて、見学いただいていたということはございました。今後もですね、実際そういったことができればいいとは思っています。ただ、消防団員の、今なかなか出てこられない方が多いもんですから、あまり人数が少ないとこれもまたまずいので、きちんと出られるような体制、こういったものを整えた上でそういったことができればいいかなというふうには思っています。これは団の幹部、団長をはじめ幹部と協議してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 2番、鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 そうですね、そういったことで協力をいただいでですね、進めていただけるのが更に活性化につながると思いますので、どうぞよろしくお願いをするところでございます。

また、これからですね、自然災害や環境変化に伴う多種多様化した災害の多い季節となってまいります。消防団員の崇高な使命でもあります、「自らの地域は自ら守る」といった誇り高き志をですね、遂行するため、日々の訓練と技術の習得は不可欠であると感じております。また、先ほどもありましたが、一朝有事の際にですね、やはり現場でその技術を生かせるようにですね、備えておくのが、やはり町民の皆さんの安心安全な暮らしを守るというところにつながっていくのかなというふうに感じております。

先ほどもありましたが、消防操法大会に代わるですね、何かこう、町として取り組んでいく具体的な内容がありましたら教えていただけますでしょうか。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

以前はですね、消防操法大会、こういったものがございました。これにつきましては、今年度、令和5年度についてはですね、この4月の会議におきまして中止ということになりました。この消防操法大会があればですね、そういった訓練を常日頃団員がやるということで、水を出したりすることに対しては心配がないので、今まではそういったことでよかったんですが、これがないとなると、確かにポンプの操作をきちんとできない者が出てきてしまうのではないかと、そういった心配がございます。これについてはですね、年に2回の操法の訓練、各部でですね、やっています。あと、今現在も各部で新入団員に対してはですね、きちんと操作できるようにということで、コロナ禍でいろいろ活動ができなかった時期にもですね、団員は入ってきてますんで、各部においてやっていただくような指示はしているところがございます。ただ、そうは言ってもなかなか集まってできないとなれば、技術の向上、こういったものを図れませんので、今後といいますか、早急にですね、そういった機会を設けて、みんながきちんと操作できると、そういった体制を築いていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 2番、鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 ありがとうございます。現状を踏まえてですね、上三川町に適したというんですかね、消防活動がうまくできるようにですね、していただければというふうに感じているところがございます。

また、横のつながりというふうな部分では広域消防であったり県の消防とですね、連携をした、そういった取組みで消防活動につなげていくというふうなことも必要ではないかなというふうに考えております。近隣市町とですね、足並みを合わせるというような意味でも、そういう横のつながりですね、そういったことをつないでいくというの必要なと思っているんですけども、県の消防であったり、あるいは広域消防と連携をした取組みなども今後考えておりますでしょうか。何かあったら教えていただけますか。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

今現在はですね、そういった連携しての訓練、こういったものは予定してございません。ただ、訓練はないんですが、宇都宮市あるいは下野市、壬生町、こういったところとは常にですね、消防団の団長、副団長、分団長などが交流を持ちまして情報交換、こういったものをしているところでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 2番、鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 そうですね、横のつながりを持っていただいて、上三川町だけではね、なかなかこう、対応し切れない災害なども発生してくる可能性もね、ありますので、そういった横の連携も今後必要ではないかなと感じておりますので、そういった意味で視察をしていただいたり訓練の場を見ていただくとかいうことで、消防技術の向上につなげていただければなというふうに思っております。

幸いですね、星野課長も消防団員経験者でもありますので、より良い消防活動につなげていただけると期待を寄せております。ですので、最後にもう一声というふうなところでありますけど、この質問に関してはこれで閉じさせていただきたいと思えます。

続きまして、2点目の質問をさせていただきます。デジタル推進室の方針について。本町におけるデジタルトランスフォーメーションとして、どのように業務効率改善につなげていくのか、町の取組みは。

町民へのサービス向上として、どのように持続可能な目標を掲げて取り組んでいくのか、町の取組みは。

明確なる答弁、よろしくをお願いします。

○議長【高橋正昭君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問の1点目と2点目につきましては、関連がございますので一括してお答えいたします。

デジタル・トランスフォーメーション、いわゆるDXとは、ICT（情報通信技術）の浸透が社会制度や組織文化など、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させることを指すとされております。

自治体におけるDXでは、国が掲げる目指すべきデジタル社会のビジョンのとおり「デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」の実現を目標とし、次の2点に取り組んでいくことが重要でございます。

1点目は、町が担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用し、住民の利便性を向上させることでございます。

2点目は、デジタル技術やAIと呼ばれております人工知能等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上につなげていくことでございます。

御質問にございました業務効率改善につきましては、取組みの2点目で申し上げましたように業務効率化を図る上で、AIやパソコンで行う業務の一部を自動化する仕組みでありますRPAといったデジタル技術を効果的に活用していく考えでございます。

また、町民へのサービス向上につきましては、「書かない窓口」「待たない窓口」「回らない窓口」「行かない窓口」の実現を目標に、数あるデジタル技術の中から、最も効果的と思われるものを活用しながら住民の利便性を向上していく考えでございます。

デジタル推進室では、こういった自治体DXを全課・局を対象として横断的に推進していく方針でございます。

以上で答弁を終わります。

○議長【高橋正昭君】 2番、鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 答弁ありがとうございます。それでは、再質問をさせていただきます。やはり人工知能ですね、AIなどを活用した取組みはですね、少数精鋭を担っていくためにもですね、今後ますます進化しそうですね、進めていくのが重要であるというふうに思っています。特に業務改善におきましてはですね、不可欠となつてまいりますAI、デジタル技術ですね、を効率的に活用していくことで働き方改革にもつながると思っております。その活用方法ですね、どういったことかということで、先ほどありましたように窓口のサービスですね、というふうなことなので、この辺は私の調べた限りですと、小山市においては令和3年8月から、宇都宮市においては令和4年4月から、下野市においては令和4年5月からというふうなことでは進めているそうです。今後ですね、上三川町においても進めていただけるということなんです、その辺のスケジュールとか、どのように進めていくのか、今の段階で分かっている範囲で結構ですが、教えていただけますでしょうか。

○議長【高橋正昭君】 デジタル推進室長。

○デジタル推進室長【田仲進壽君】 今後のスケジュールということですが、まず業務の効率化につきましては、既にRPA、先ほど町長の答弁のほうにも説明がございましたRPAというようなデジタル技術の活用は既に始めている部分がございます。最終的にそういったRPAの技術を使って業務改善を行えるところを、そういった業務の数をですね、増やしていくということで今取り組んでいるところでございます。

また、住民サービスの向上というところで、「書かない窓口」等、先ほど町長の答弁にもありました目標がございますが、そういったものにつきましては、今後、各企業が提供するサービス等を見極めてですね、どういったサービスが上三川町にとって有効なのか、それはコスト的なところもございまして、そういったものを見極めながら早期に導入していくことを目指しております。これは担当課、それから財政担当とも協議が必要なことでございまして、現時点で来年度とか、そういった具体的なことを申し上げることはできませんけれども、考えとしては早期に導入していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 2番、鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 答弁ありがとうございます。各市町村の内容を見ますと、チャットですかね、等を利用したりというふうなことで、対話型のサービスになっておりまして、利用者側がですね、どういったサービスを利用したいのかを自分で選んでこう、対話できるというようなサービスにつなげているそうです。新聞紙上等でも出ておりますとおり、行政サービスにおいてもチャットGPTを導入するというような行政も増えてきております。やはりそういったことですね、より効率改善につながるのであれば有効な手段であるのかなというふうに考えているところなんですけれども、その辺の導入検討などは今後進めていくのでしょうか、お聞かせ願えますか。

○議長【高橋正昭君】 デジタル推進室長。

○デジタル推進室長【田仲進壽君】 チャットGPTでございますが、まずどういったものかを御説明させていただきたいと思っております。先ほど議員のほうからもお話がありましたチャットGPTは、対話型人工知能ということで、アメリカのAI研究会オープンAIが開発して、令和4年の11月に一般公開されたシステムと、サービスということでございます。どういったことができるのかといいますと、例えば調べたいこと、相談したいこと、そういったものをパソコンやスマホを通して入力しますと、あたかも人間が返してくれたような回答が瞬時に出てくると、そういったようなサービスでございまして、これは国のほうもそうですけれども、各地方自治体で導入に対する検討が進められているのは事実でございます。

本町においては現時点で、情報の漏えいですとか、それから著作権の侵害、そういったもののリスクがあるというふうに言われておりますので、そういったところが払拭できるような段階まで研究を進めていきたい。今は情報収集に努めている段階でございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 2番、鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 ありがとうございます。では、今後ですね、デジタル化を進めていく中で、デジタル推進室としてですね、やはり業務効率改善につなげていくことですが、例えば人間がというか、人がやることをやはりAI化するかとかというようなことにすることによって、やはり時間の短縮にもつながっていくことなんですね。なんで、業務効率改善につながるというふうなことなので、今後、例えば残業時間を削減したりとかというふうなことにもつながっていくのかなというふうに考えているところなんですけども、そういったシミュレーションというか、例えば窓口の定型業務をやっている時間が「1日当たり1時間とか2時間とか削減できますよ」というようなことがあるのであれば、「月に30時間の削減ができますよ」というようなことが成り立ってくるかと思うんですけども、そういったシミュレーションなど、今後ですね、展望というか、こういったことで業務改善をしてですね、こうした削減につなげていくんだというような、そういう目的であったり方針などがあるのであれば、教えていただけますでしょうか。

○議長【高橋正昭君】 デジタル推進室長。

○デジタル推進室長【田仲進壽君】 時間、残業時間、それから業務時間の短縮ということでございますけれども、この時間を計る上では現在行っている業務、こういったものをフローといいますか、流れを全部可視化して、どれだけの時間がかかっているのかをまず調べるのが重要かと思っております。そういったことで今現在、住民がいらっしゃる窓口を中心にですね、こういった業務で先ほど申し上げたRPAとか、そういったデジタル技術を活用すると有効なのかということちょっとヒアリングを始めている段階でして、最終的にどういったデジタル技術を使えばどれだけの時間が削減できましたということは、効果といいますか、そういったことの検証に使いたいというふうに考えておりますが、実際ですね、そのソリューション、デジタル技術を使ってみてですね、時間を計ってですね、その数字を出していきたいというふうに思っております。ですので、現時点ではどれだけの時間が削減できてというような目標ですとか、方針を掲げている段階ではないということでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 2番、鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 そうですね、今後、そういったことも視野に入れて進めていただけるとより良いサービスにつながっていただけるのかなと思っております。やはりデジタル化を推進するに当たりますと、デジタル化の基礎となるですね、住基サービスですね、マイナンバーカードの登録を進めていただいていると思います。思いますというか進めていただいておりますが、マイナンバーカードの実際の登録状況ですかね、その辺、上三川町としてどういう状況なのか教えていただければなと思っております。ちなみに、壬生町においては67.71%の導入がですね、進んでいるというようなことなんですけども、本町におけるマイナンバーカードの普及率はどんな状況になってますか。教えていただけますか。

○議長【高橋正昭君】 鶴見議員に申し上げます。通告質問になかったような気がするんですが。元に戻してください。

○2番【鶴見典明君】 分かりました。すみません。そうしましたら、デジタル化のセキュリティーというふうな話がありましたけれども、そのセキュリティーのチェックをどのように進めて考えていくのかというふうなところなんですけども、やはりデジタル化を推進する上でも、チェック機能に関してはアナログな部分もあると思っております。全てがデジタルで行えるとは思ってはいないので、それに関してどういったチェックをしてですね、情報の漏えいとかというような話もありましたが、そこをチェックを入れていくのかというのをお聞きしたかったんですけども、何かそういったことを行っておりますか。

○議長【高橋正昭君】 デジタル推進室長。

○デジタル推進室長【田仲進壽君】 セキュリティーにございましては、まず情報漏えいの観点から申し上げますと、機密性のある情報については、先ほど出たA I等のデジタル技術の活用においても、何て言うんですか、取り扱わない。そういうようなセキュリティーポリシーというものは町のほうで定めておまして、そういったものが各職員に浸透しているものというふうに考えております。先ほどチェックというお話がございましたが、チェック機能というものは特にございませんけれども、そういった情報の取扱いの考え方が各職員に浸透しているというものを確信しております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 2番、鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 ありがとうございます。やはりデジタル化を推進する上では、情報の漏えいであつたり機密情報もありますので、しっかりとですね、セキュリティーのチェックをしていただければなと思っております。また、一方ではですね、アナログ化からデジタル化につなげていくためにですね、やはり一方ではデジタル化を進めるそのツールを有効にですね、使いこなすというふうなところも踏まえて、丁寧にデジタル化に移行するための説明を町民の皆さんにお知らせしたり、取扱い方法なども説明していくというようなのも必要かなというふうに感じておるところなんですけども、今後進めていく中で町民へのサービスを向上するために、「デジタル化につなげることによってこういったサービスがあつて便利になりますよ」とかいうふうなことの説明をですね、どのように町のほうとしては考えて進

めていく予定ですか。教えていただけますか。

○議長【高橋正昭君】 デジタル推進室長。

○デジタル推進室長【田仲進壽君】 今後ですね、DXを進めていきますと、町民がですね、利便性の向上という観点で申し上げますと、オンライン化で申請ができるなどの利便性というのが明らかになってくるかと思えます。ただ一方で、デジタルデバイドというデジタル格差ですね、デジタル機能を持ったパソコン、スマートフォン等、持っていても使えない、あるいは持っていないというような方にどういったサービスを提供していくかというところは課題になってくるかと思えます。

先ほどのオンライン化に当たってはですね、十分な周知はすることも考えておりますし、スマートフォンについても8割、9割の方が高齢者であっても所持しているというようなところから考えますと、そのスマートフォンの使い方、そういったものも、うちのほうで講習会等、そういったものも考えていかなければならないなというふうには考えております。

今、国のほうの補助金等も活用しながら、スマートフォンの使い方講座とか、そういったものも考えているところでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 2番、鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 そうですね、やはりなかなかこう、デジタル化になれ親しんでないお方もおられますので、そういった方もですね、「便利に使えますよ」というふうなことを踏まえて、丁寧にですね、説明していくという方法も必要なのかなというふうに考えております。全部が全部デジタル化にならなくてもいいとは思いますが、そのサービスもですね、よく分からないという方に対しては丁寧に説明してあげることが町民のサービスにつながりますので、ぜひともですね、そういったことで進めていただければなというふうに思っているところです。

それでは、この質問を閉じさせていただいて、次の質問に入らせていただきます。

3番目の質問としまして、公共施設の利活用について。公園などの公共施設敷地内の空いたスペースを活用し、人が集まれる空間利用を進める考えはあるのか。ミニスポーツや健康体操などの普及にもつながれると考えるが、町の取組みは。

町民の方が公共施設の空いたスペースを利用するに当たり、案内や制限などを行っているのか、町の取組みは。

御答弁願います。

○議長【高橋正昭君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問の1点目についてお答えいたします。

公園などを活用した人が集まれる空間利用につきましては、城址公園やいきいきプラザで開催されたイベントに多くの飲食店や販売店が出店し、にぎわいを創出しておりました。

近年は、新型コロナウイルスの影響でこのようなイベントが自粛されてきましたが、今後は、各種団体と連携し、公園などを積極的に活用できるよう協力していきたいと考えております。

また、ミニスポーツや健康体操につきましては、要望があった場合、いきいきプラザなどを利用し、

スポーツ推進委員の指導の下、普及促進に努めております。

次に、2点目についてお答えいたします。

公共施設の空きスペースを占有して利用する場合は、事前に許可が必要となるなど、一定の制限を設けております。

また、イベントの開催案内については、ホームページや広報紙等に随時掲載しており、今後も積極的な情報提供に努めてまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【高橋正昭君】 2番、鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 御答弁ありがとうございました。再質問に入らせていただきます。今朝もですね、いきいきプラザのほう、朝、小雨がちょっと降ってたんですけども行ってきました。ラジオ体操をやっていた方がおられたり、犬の散歩をされてた方がおられたり、あるいはいろいろ芝生のところで運動をされてた方がいたりというようなことで、有効にですね、使っていただいているのかなと思います。これ、いきいきプラザをよく利用されてる方から確認とかね、された話なんですけども、やはり「いきいきプラザの周辺、芝生のところであつたりとか、有効にですね、もっと活用するとどうなんでしょうね」というような話もありましてこの質問をさせていただいているんですけども。

新聞にもですね、ちょっと出た内容なんですけど、宇都宮市においてはLRTと直結したですね、大型の公園を設置するというようなことで、これは3月29日の新聞にですね、掲載されてたんですけども、巨大スケートパークなども設置するというふうなことで掲載されておりました。

我が町においてもですね、魅力ある公園の整備を実施していただければなというふうに思っているところです。やはり公園にですね、皆さんが足を運んでいただけるような、そういったですね、取り組みをしていただいて、豊かなまちづくりにつなげていただければなと思っているところなんですけども、町としてそういった利用方法など考えがありましたら、教えていただけませんか。

○議長【高橋正昭君】 都市建設課長。

○都市建設課長【神永 理君】 ただ今の御質問に回答させていただきます。

今現在のところですね、正直、具体的な公園のですね、そういった施設の整備予定はございませんが、議員おっしゃるように近隣市町の整備状況ですとか利用状況につきまして、今後、調査研究をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 2番、鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 ありがとうございます。来るですね、これも新聞の情報なんですけども、2020年度からですね、高校生が中心となったまちづくりプロジェクトを展開してですね、町のほうへも提言を行っていただいております。その中の提言の内容の目標としましては、イベント映えをしてですね、人が呼び込める自然豊かなまちづくりというふうなことを称しております、やはり人を呼び込める豊かなまちづくりというようなことなので、心地よくですね、上三川町を歩いてみたくなるようなウォーカブルスポットであつたりとか、あるいは複合施設を中心とした人を呼び込めるようなイベントなども開催してですね、より利活用のある施設にさせていただければなと思っているんですけども、

そういった活動の場というか、豊かなまちづくりにつなげる何か施策など考えてありましたら、教えてくださいませんか。

○議長【高橋正昭君】 都市建設課長。

○都市建設課長【神永 理君】 ただ今の御質問に回答させていただきます。

今年度からですね、国の交付金事業を活用しまして、まちなかウォークアブル事業という事業に着手しました。これはですね、中心市街地周辺におきまして回遊ネットワークに利用されます道路の美装化ですとか、地域住民のコミュニティー形成の場となる公園の改修、具体的には上三川城址公園ですとか中央公園、こういった公園の改修を行うことにより、居心地がよく歩きたくなる町なかを目指す取組みを進めているところでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 2番、鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 答弁ありがとうございます。それは、ちなみにいきいきプラザの芝生のところであったりとか、そういった施設も踏まえて行っていただけるというようなことでよろしかったですか。

○議長【高橋正昭君】 都市建設課長。

○都市建設課長【神永 理君】 すみません、先ほど中央公園と言ってしまったんですが、大通り公園の間違いですね。すみません、訂正させていただきます。

まちなかウォークアブル推進事業につきましては、いきいきプラザですとか、今建設中の複合施設、こういったところから人をですね、中心市街地に呼び込むような取組みということで今検討しているところでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 2番、鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 そうですね、やはりせっかくの施設ですね、複合施設もありますので、そこには予定では吉澤章先生の記念館などもですね、設置する予定ですので、そういったところを見ながら歩いて回れるとか、あるいは、芝生のところでイベントをしていただいたり、あるいは、いろんな方が活躍できるような、そういったことも踏まえてトータルして活躍できる、活性化したですね、豊かなまちづくりというのは、キャッチフレーズにもありますような、そういったところを目指していければなっと思っていますんですけど、具体的ないきいきプラザ周辺等のまちづくりに対しては、何か考えている内容ございますか。

○議長【高橋正昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【浜野知子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

いきいきプラザの中にある芝生広場、多目的広場なんですけど、原則的には自由利用の使い方が原則となっておりますが、しかし、こちらのほう、利用の取扱い基準のほうを決めておりますので、そちらに従って、また町民の方が楽しく参加でき、町外の方にとっても魅力が増すような利用の仕方を考えていただけていることであれば、そのような方には御協力のほうをしていきたいと考えております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 2番、鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 ありがとうございます。今現在も利用されている方、多数おられるのですが、更にですね、皆さんがより良い使い方をさせていただいて皆さんが集まっていたりするような、そんな公共施設にさせていただけると豊かな上三川につながっていけると思いますので、よろしく願いをしたいところです。

また、利用する方により安全にですね、使っていただくためにも、利用目的というわけではないですけども、注意喚起をして皆さんが気持ちよく使っていくためにですね、公園利用の目的であったり、その施設をどういうふうに使っていくというような注意書きとかですね、なども、注意喚起することによって公園の中でけがをしたりとか、そういったことがないように進めていただけるのかと思うんですけども、そういうふうな掲示板などを貼ってですね、「こういった使い方がありますよ」とかいうようなのも必要かと思うんですが、そういったことを考えておられますでしょうか。

○議長【高橋正昭君】 都市建設課長。

○都市建設課長【神永 理君】 ただ今の御質問に回答させていただきます。

公園につきましては、基本的に野球場ですとかテニスコートといった有料施設以外は自由利用というふうになっておりますが、利用に当たっての注意事項ですとか、独占して使用する場合の手続等につきましては、町のホームページ等で案内しているところでございます。議員おっしゃいますような注意喚起の看板ですとか、そういったことにつきましては、今後設置のほう、検討させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 2番、鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 そうですね、ホームページとか見ていただくのも必要なんですけど、利用される方からのこれ、御意見だったんですけど、「誰がどういうふうにご利用しているんですかね」というようなことを聞かれたんですけども、特に、いきいきプラザ周辺も見て回ったんですが、「こういった利用ができますよ」とかというようなことは書かれてないんですね。なので、「こういうふうなことに利用ができますよ」というような何かそういうふうな、皆さんが気持ちよく使っていただけるようなサービスとしてですね、注意書きじゃないですけども、そういったことも御案内と含めて表示する、表示するというか周知するというようなのも必要なと思うんですけども、今後その辺って考えていただけませんかでしょうか。

○議長【高橋正昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【浜野知子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

ただ今いきいきプラザでは、先ほど申し上げましたように、自由利用のほう为原则となっておりますので、利用の案内に関しましては看板に書いてない状況です。また、制限に関しましてはホームページのほうでお知らせしていて、特に看板のほうには記載がない状態なんですけども、また令和6年度、複合施設のほうでできたタイミングに合わせまして、生涯学習課と協力して、分かりやすいルールを書いた看板のほうの設置のほうに努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 2番、鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】　そうですね、「使い方がよく分からない」ということだったので、そういったことですね、例えばホームページを案内するのであれば、そのホームページの案内をですね、書いていただくとか、全てをそこに書く必要はないかと思うんですが、ある程度「こういうふうな方がこういう目的で使えますよ」というふうなことも書いておくことで、やはり住民の方が気持ちよく使っていただけのかなと思いますし、また、そこで使っている方がトラブルとかね、というふうなこともつながらないと思いますので、住民のサービス向上というふうな部分を踏まえて、ぜひともですね、そういったことを周知していただくことが望ましいというふうに思っております。

私の質問は以上で終わりにいたします。

○議長【高橋正昭君】　質問途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午前10時53分　休憩

午前11時06分　再開

○議長【高橋正昭君】　休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【高橋正昭君】　2番・鶴見典明君の質問が終わりましたので、順序に従い、6番・志鳥勝則君の発言を許します。6番、志鳥勝則君。

(6番　志鳥勝則君　登壇)

○6番【志鳥勝則君】　それでは、私の質問に入らしていただきます。今回通告いたしましたのは2点でございます。

1点目は、小規模事業について、2点目は、防犯カメラについてでございます。

まず1点目の小規模事業についてでございますが、上三川町小規模工事等契約希望者登録制度に基づく公共事業の発注状況についてお伺いいたします。この制度は、たしか平成14年の頃に、町が指名業者、入札業者以外の小規模の業者に対して積極的に受注機会を見いだすということで、上三川町が発注する工事を受注するためには原則として町の入札参加資格を受けていることが必要ですが、この制度は小規模で簡易な工事に限り、入札参加資格を受けていなくても施工を希望する方を業者選定の対象として登録することにより、町内業者の受注機会の拡大を図り、町内経済の活性化に寄与することを目的としておりますということでございますが、平成14年というとかなり昔作った制度でございますが、現在、この制度に基づく公共事業の発注状況はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長【高橋正昭君】　執行部の答弁を求めます。町長。

(町長　星野光利君　登壇)

○町長【星野光利君】　ただ今の御質問についてお答えいたします。

本制度は、町内小規模事業者の受注機会を拡大し、地域経済の活性化及び町内小規模事業者の育成を目的に、平成14年度から始まった制度でございます。

内容といたしましては、町の入札参加資格を持たない町内事業者が、簡易な手続き登録をすることにより、町が発注する1件30万円未満の小規模な工事、修繕等において業者選定の対象となるもので、

登録者数は、令和5年6月現在、9社でございます。

本制度に基づく発注状況でございますが、令和4年度の実績は、件数18件、契約金額109万4,445円でございます。

以上で答弁を終わります。

○議長【高橋正昭君】 6番、志鳥君。

○6番【志鳥勝則君】 答弁ありがとうございました。令和5年で9社が登録されており、令和4年には18件で百万何がしということでございますが、この数字は過去4年以前、過去2、3年の間どのような状況になっているのか。発注件数の推移をちょっと検討いたしたくてお聞かせ願えれば、分かる範囲でお答え願います。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

先ほど、町長答弁で令和4年度ということで実績ございました。令和3年度につきましては、34件、140万3,673円。令和2年度、これにつきましては35件、129万4,755円ということでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 6番、志鳥君。

○6番【志鳥勝則君】 令和2年、令和3年は30件を超えた発注件数ということで、いい数字じゃないかなと思うんですけども、令和4年については18件ということで、多分、これは対象工事が少なかったせいであろうというふうに理解いたします。

それで、私がこういった小規模登録業者からの話を耳にしますけども、「何かあそこでやってるあの仕事は町の指名業者がやってんだけど、あの程度の工事じゃ、私らほうの業者が対象になるような工事金額じゃないかな」俺らでもできるようなというふうな部分でちょっと疑問を持てるような登録業者もいるところですけども、小規模事業というこういった登録制度があるということ、町全体の関係担当者職員等はどの程度意識しているのかなということで疑問に思う点がございます。その辺のところをどのように感じているか、ちょっとお伺いいたします。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

私どもとしましては、各課みんなですね、この制度については理解しているものというふうに思っております。ただ、実際に異動などもございまして、事業課ばかりにいる人じゃなく、他のそういったところに行ったことがないと、そういった課であってもこの小規模の発注はありますので、更にですね、みんなが理解できるように今後周知を図ってまいりたいと、そのように考えてございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 6番、志鳥君。

○6番【志鳥勝則君】 登録している業者さんの方は、町の仕事をもらってやらしてもらってるということに対して、何か誇りを感じてやってるような話を聞きます。町内業者の育成と経済の活性化ということを目的としていますので、これらについては更に各職員に認識してもらい、こういった小規模の工

事があつた場合には積極的に登録業者に仕事を受注してもらうというふうなことが大事かと思ひます。

今後とも各課の職員、こういった工事があるということ、制度があるということをも更に認識していただき、受注機会の拡大を図っていただければなというふうに思ひますので、よろしくお願ひします。

次に、通告した2点目の防犯カメラについてということでございます。安全で安心なまちづくりを推進するため、防犯カメラ設置に伴う町補助制度の考へはあるか伺いたいということで、通告の最後に、「隣接の下野市制度のように」というふうに書かしてもらいましたが、私は令和2年12月議会において、「安全で安心なまちづくりを推進するため、自治会、商店街、民間の団体等が公共の空間に面した箇所に防犯カメラを設置する際、町として補助制度を講ずる考へはあるか」というふうな一般質問をいたしました。これについてでございますが、執行部の答弁では、「防犯カメラの有効性とプライバシーの保護との調和について慎重に判断していく必要があるとしながらも、防犯カメラの設置助成については更なる調査研究を図ってまいりたい」というふうな内容の答弁をいただいております。当時の一般質問、令和2年の12月、それから今現在令和5年6月ということで、2年半の期間が経過しております。この間、どのような調査研究をしてきたのか、調査の内容とその調査の結果が出ておりましたらば答弁願ひたいと思ひます。町の考へをお聞かせください。

○議長【高橋正昭君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問についてお答へいたします。

安全で安心なまちづくりを進める上で、近年、防犯カメラの設置は広く有用であると認められており、県内でも防犯カメラの設置が推進されています。

本町においては、学校や庁舎などの公共施設に設置を進めている状況で、防犯カメラの補助につきましても、補助対象や課題等を検討して創設するよう、既に所管課に対し指示を出しているところでございます。本町に適した補助制度の創設に向け、引き続き近隣自治体の補助制度を参考に検討してまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【高橋正昭君】 6番、志鳥君。

○6番【志鳥勝則君】 最近ですね、テレビや新聞などを見ますと、防犯カメラの効果がよく出ているようなニュースが出ております。特に防犯カメラ、事件があつた周りの防犯カメラ等を見まして、犯人が特定できるというふうな状況下にあります。そしてまた、現在、全国的に闇バイト募集などといってそこに参加し、過激な犯罪が起きている世の中になってしまいました。これらの犯罪の犯人特定も、防犯カメラがかなりの活躍をしているというふうなところでございます。

また、本年度、また記憶に新しいかと思ひますが、下野新聞記事に、ひき逃げ疑い、実習教員逮捕というふうなことで、上三川町上三川の町道交差点で、道路を横断していた同町女子中学生13歳の自転車に左から来た乗用車が接触してそのまま逃走したというふうな新聞記事が出ております。新聞の最後のほうを見ると、現場周辺の防犯カメラ映像から何々容疑者が浮上したというふうなことで、事件解決の大きな糸口になっているということが現実でございます。

今町長から答弁いただいたように、これからも検討して積極的に進めるというふうな見解をいたしましたので、本町の安全安心な町民生活を守れるよう、早急な防犯カメラの設置検討を実現していただきたいと要望いたしまして、簡単ではございますが、私の一般質問といたします。

以上で終わります。

○議長【高橋正昭君】 質問途中ですが、ここで暫時休憩をいたします。

時間がまだ昼に早いですので、質問者3番に予定してあります石崎君を午前中にやっていただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

午前11時20分 休憩

午前11時26分 再開

○議長【高橋正昭君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【高橋正昭君】 6番・志鳥勝則君の質問が終わりましたので、順序に従い、8番・石崎幸寛君の発言を許します。8番、石崎君。

(8番 石崎幸寛君 登壇)

○8番【石崎幸寛君】 質問に入る前に、町長、このたびは、再選おめでとうございました。また、副町長、教育長も、再任おめでとうございました。また、与えられた任期の中で町のリードといたしますか、そういうのをよろしく願いいたします。

今回、私は三つのことについて質問いたします。

まず、令和5年3月議会の最後に、町長が「ゼロカーボンシティを宣言いたします」というふうにおっしゃられました。マスコミとかそういうので言われてますんで大体の見当はついてるんですが、どのような形になっていくのかというのはちょっと私、認識不足ですので、そこら辺のところを説明していただければなというふうに思います。

ゼロカーボンシティ宣言についてで、1番として、本町のゼロカーボンシティとは、どのような状態を言うのですか。

2、目標を成し遂げるためには、どのような計画を立てて取り組んでいくのですか。

3、タイムスケジュールなどの見通しは立っていますか。

4として、我々町民のなすべきこと、又は意識すべきことはありますか。

5として、J-クレジットも活用しますかということでお伺いいたします。

○議長【高橋正昭君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問の1点目についてお答えいたします。

「ゼロカーボンシティ」とは、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを目指す自治体のことであり、本町におきましても本年3月に「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、脱炭素社会の実現を目指し、再生可能エネルギーを積極的に活用するなど、地域が持続的に発展していくことに

より、2050年までにカーボンニュートラル達成に向けて脱炭素社会の取組みを推進してまいります。

次に、御質問の2点目から5点目については、関連がございますので一括してお答えいたします。

現在、町では地球温暖化対策として、「上三川町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の改訂作業を進めており、その計画の中で2050年までの「カーボンニュートラル」に向け、2030年までの町全体の削減目標を定め、温室効果ガスの削減を図ってまいります。

町民の皆様に対しましては、本年度から実施しております「家庭用低炭素推進設備等導入補助金」や、今後実施予定の「省エネ家電購入緊急支援補助金」、国や県等の太陽光発電設備やEV自動車の補助金等を活用し、温室効果ガスの削減を図っていただき、町民の皆様と協働でカーボンニュートラルの達成を目指していきたくと考えております。

また、J-クレジット制度は、省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用によるCO₂等の排出削減量や、適切な森林管理によるCO₂等の吸収量をクレジットとして国が認証する制度であり、カーボンニュートラル実現に向けた取組みとして有効なものと考えられております。民間事業者等において活用される事例があることは把握しておりますが、現在のところ、町として活用の予定はございません。

町といたしましても、今後とも、町民、事業者、関係機関、近隣市町と連携協力し、一体となって取り組むことができるよう、情報発信と共有、啓発に努め、カーボンニュートラルの実現に向けた取組みを推進してまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【高橋正昭君】 8番、石崎君。

○8番【石崎幸寛君】 3月に宣言されて、昨日も家庭電気を省エネにすると補助金をつけるというふうな議案が出てましたけれども、早速行動に移してるんだなというふうに感じました。宣言ですから、取りあえず宣言しといてというふうなことなんかと思っていましたら、随分具体的に動かれてるんだなというふうに思って、なかなかスタートがいいな。そうすると、だんだんだんだんと本当に温室ガスですか、それを少なく少なくというふうになつてますけれども、そういうふうになるのも、あるいは本当にできるのかなというふうな感じもしてまいりました。EV車だとか、そのような研究も進んでまして、だんだんそっちの方向に行くと、車の排気ガスなんかも少なくなって、あとは工場のエネルギーもいろいろ研究されてというふうなことになっていくのかなというふうに思います。また、世の中がどんどん進んでますし変わってますから、水素を利用するだとか、あとは核融合だとか、そういう大きな話もありますけれども、世の中の動きもどんどん動いていきますので、そっちに今アンテナを張りながらやっていってもらえればなというふうに思います。

J-クレジットですけれど、例えば、上三川町は農業が盛んでもあります。農業新聞なんかにも出ていますが、要するに田んぼの中干し期間を1週間ぐらいやるとメタンガスの発生がかなり抑えられて、それもクレジットカウントになる。そうすると、申請をすると農家にも販売というか、自費で3,000円かそこらのお金は返ってくる。ただし、これは行政でとてもとてもやり切れませんから、行政がやるんじゃなくて、そういう業者、上三川町でいえば農協がやってくれば一番いいと思うんですけれども、業者に手数料を払って残りを農家がもらう。それがゼロカーボンでポイントがマイナス

できる。今町長がおっしゃいましたけども、そういうふうになるという仕組みでありますので、これは農政課に關係して次の質問にも影響するかと思うんですが、そちらのほうにもちょっとアンテナを張ってやってもらいたいなというふうに思います。

これ、あんまり再質問でどうのこうの聞くようなことではありませんけれども、経費というのはあれですね。今度は200万円、家電は買換えで200万円の予算をつけましたけども、そのような感じでこう、毎年毎年何かの経費をかけてやっていくわけですか。それとも啓蒙のほうに力を入れるんですか。そこら辺どうでしょう。

○議長【高橋正昭君】 地域生活課長。

○地域生活課長【大山光夫君】 カーボンニュートラルにかけて予算というか、今年度にかけて小規模電化製品のをやりました。今後ともですね、国の施策も、国でやってる一戸建てのZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）とかクリーンエネルギーとかいろいろありますので、町としてもいろいろと今後研究しながら考えていきたいとします。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 8番、石崎君。

○8番【石崎幸寛君】 そうしますと、町民とすると、「どういうことをすればいいのかな」というふうに思うんですね。電気自動車に乗るのが一番かもしれませんけれども。でも、行政のほうでもだんだんだんだんいろんなところへ発信してくれれば、マスコミでも大分取り上げてますし、だんだんだんそんなふうになってきて意識されてくるのじゃないかなというふうに思います。それが全ていろんなところ、例えばごみの捨て方にも意識するしということで、このゼロカーボンシティ宣言というのが違うところにも影響が出てくるのかなというふうに思います。結局、活性化につながるのかなというふうに思いますけれども、町長のさっきのお話を聞いても持続可能だとかそういうことで、行く行くは活性化になるのかな。やっぱりこの宣言、「する」とははっきり言うことも必要なというふうに認識いたしました。

1番の質問はこれくらいにいたします。

次、2番、農業対策について。これは私の愚痴みたくなるかもしれませんが、①番、ちょっと読みますね。政府は、水田転作において、5年水張り条項を発令した。その期限は今年を含めてあと4年となっています。水張りしたかの確認はどがどのようにしていくのですか。

2番。水張りを再開するにはかなりの手間と費用がかかる場所があるし、農地の場合には地主と耕作者のどちらがその費用を負担するのかが問題になったりして、結局のところ耕作をやめてしまうことになると思われます。行政としての対策は考えていますか。

よろしくお願ひいたします。

○議長【高橋正昭君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 ただ今の御質問の1点目についてお答えいたします。

水張りの確認につきましては、町農業再生協議会が実施いたします。確認の方法につきましては、水稲の作付を基本といたしますが、水稲を作付しない水田につきましては、農家の皆様からの水張りを実施する計画書及び実績報告書の提出に加え、水張り期間中の現地調査により確認をしたいと考えており

ます。

次に、御質問の2点目についてお答えいたします。

今回の国の方針につきましては、転換作物の生産が定着した農地については畑地化を促し、水田機能を維持しつつ転換作物を生産する農地については、水稻と転換作物のブロックローテーションによる地力回復と収益性の向上を促すことを目的としております。

そのような状況を踏まえ、今後、地域計画として位置づけられます人・農地プランの策定において、担い手への農地集積など、それぞれの地域が目指す農業形態を反映させた計画を作成するとともに、今後の国の方針や県及び他市町村の施策の動向を探りながら、本町にとって最も有効な対策を調査研究し、耕作放棄地の削減に努めてまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【高橋正昭君】 8番、石崎君。

○8番【石崎幸寛君】 その確認は町農業再生協議会が行うということですが、町農業再生協議会も今現在、転作の確認、例えば麦の確認だとか、今度は飼料米の作付の確認、そしてまた麦と時期が違ふ作物の転作の確認、そこへ持ってきて水張りしたかどうか、5年のうちに一遍やればよいということですが、またそれを確認するって、現場はとて大変だなというふうに御同情申し上げます。よほど、また労力の面もそうですけれども、いろいろなアイデアを出してやっついていかないとなかなか大変になるかなって。

実際、5年ほど前でしたよね。水揚げをしない井戸とか、田んぼですからクロというんですけど、「そういうのがないところには補助金を出さないよ」というふうな通達が来たと思うんですが、いつの間にかそれも、はっきり言っとうやむやになってしまった事例もありますので、私も農家で耕作者ですから、ちょっとこの政府のやり方はひどいじゃないか。町議会で言うような話じゃないんですけど、政府のやり方はひどいじゃないかというふうに思います。

結局、これ、陸田とって、畑を田んぼにしたところに井戸を掘って水をくみ上げて。どうしてそういう開田がたくさん増えたかというのは、ちょうどこの前の東京、この前の前ですよ、私が中学生の頃の東京オリンピックの頃、あの頃は食料が足りない足りない。ちょうど団塊の世代が育ち盛りで来て、人口もこれから増えてしょうがないって、人口を抑えるような政策でした。食料は増産増産。結局、米を作れ、米を作れということで、畑を田んぼにするのを推奨されたような時代だったなというふうに思います。あの頃のテレビのコマーシャルは確か、「たんぱく質が足りないよ」って、皆さん知らないかもしれないけど、そういうふうなコマーシャルがあったぐらいで、今とは全く真逆。

人口問題でも今、少子化少子化でどうしたら人口が増えるかという問題ですけど、あの頃は増え過ぎて困る困るというふうな状況だった。ですから、あの当時、かなりお金もかかったわけですけど、畑を田んぼにするのにお金もかかりました。でも、それでも増産に協力してきたわけです。

それが時代が変わって、今度はそれをまた畑に戻す。この水張り条項というのは結局そういうところをあぶり出すというか、そういうことでありまして、田んぼを作付しないところは補助金は少なくするよというような方策だなというふうに思います。開田といいますか陸田は何かちょっと目の敵にされるといふか、そういうので非常に残念に思います。

そしてですね、この前、確かアンケートは、あれは町農業再生協議会じゃなかったですか。農協だったかな。もし水張り条項で、今度補助金が出なくなった田んぼですね、そうなった場合には、その後作付をするかどうかというようなアンケートがありましたけれども、あれは役場関係だったですか。農協だったかな。ちょっとお願いします。

○議長【高橋正昭君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 多分、議員がおっしゃられているのは令和4年度に実施したアンケート調査かと思いますが、こちらにつきましては農業委員会のほうで、今後の人・農地プランを作成する上で、の農業者もしくは農地所有者の方々の意向調査でございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 8番、石崎君。

○8番【石崎幸寛君】 その集計結果は出てますか。分かればお願いします。

○議長【高橋正昭君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 集計結果は出ておりますが、本日ちょっとその資料はお持ちしてございません。ただ、やはり農家を辞めてしまいたいとか縮小したいという方も多数おまして、今後10年後、すみません、私の記憶しているところでは、農地を拡大していきたいという人と縮小していきたいという人との面積の差として100ヘクタールほど差があるというのが今現状でございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 8番、石崎君。

○8番【石崎幸寛君】 そうすると、どうなのでしょうねって、それが心配でこの質問を出したんです。例えば麦、ビール麦ですね、上三川町の場合。ビール麦を作っている人が多いんですけど、ビール麦でちょっと試算してみました。肥料がちょっと高いんですが。農業委員会を出している農作業賃金の標準額というのを参考にして、あとは農協のライスセンターの乾燥調製賃と、あとは補助金も含めた販売金額ですけれども、面積割になってるのが今1反歩3万5,000円もらえるんですけど、これが駄目になると畑と同じ2万円になると。1万5,000円ぐらいの差かもしれませんけれども、ざっと計算してみました。そうすると、ビール麦ですから1俵は50キロなんですけど、それが1反歩で7俵。7俵取れる麦というのは相当すばらしい麦なんですけれども、それで計算した場合で、いろいろ引いて残るのが9,924円。ちょっと作付が悪くて1俵減ると5,010円減りますから、4,924円。そうすると、1町歩作っても6俵ぐらいしか取れないと、4万円から5万円ぐらいにしかならない。10町歩作っても四十何万円しかならない。そうすると、何やってんかな。国土維持のために頑張っている自負はあるんですが、なかなかモチベーションが保てないかなというふうに思って、この水張り条項というのはちょっと厳しかったかなというふうに思います。

役場のほうでも確認に手間暇かかりますし、我々農民も現場では耕作者と地主さんへの間でどうするか。地主さんは「何とか作ってもらいたい」と言うけど、借りてるほうはそうはいかない。そういう問題がこれから4年のうちにあちこちで起こってくるなというふうに思います。じゃ、行政としてどうするのがいいのかというと、なかなか知恵が私も浮かんでるところは、知恵が湧いてこない。他の作物を作ると言っても、例えば菜種を作ろうと思ってちょっと調べたんですが、菜種を作っても売る場所がな

い。「じゃ、油を絞って直売所に出せばいいじゃないか」と言ったって、搾油機ですか、それを購入して、ちゃんと細菌を調べたりなんだから、製品化して瓶詰めして出したって、売れるかどうか分からないものやっても仕方ないところでありまして、本当に作るものがないという状態です。

ここから先はちょっと愚痴になりますけど、昔、私が二十歳代の頃は、稲は、米は1町歩作れば手元に100万円ぐらい入ったんですね。麦は2町歩作れば100万円ぐらい入った。大豆は3町歩作らないと100万円のお金は見られないという状況でありましたけれど、今はとんでもないですね。米が昔の麦の値段。ほんで、経費は値上がりしてますから。米が元の麦みたいになって、麦は半値までいきませんが、それも厳しい状態になってとって、なかなか大変な状況。どうしたらいいんでしょうかね、本当に。御飯1杯は25円で食べられるらしいんですけど、それでも消費が伸びない。これも世の中の流れで仕方ないのかなというふうに思いますけれども、じゃあどうするのかというのを行政の皆さん共々、一緒にやっていければなというふうに思います。

では、3番に移ります。児童生徒の休暇の取り方について。

1番として、コロナ禍のときと、これから学校の休ませ方も親の判断も様々になってくると思いますが、学校としてはどのように対処していくのですか。

2番。ワーケーションの拡大解釈かもしれませんが、平日に休みを取って家族で旅行に行くなどのことも認めているところもあるようですが、町内の学校ではどのようになっていますか。この質問は、コロナなどで簡単に休めるというか、休まざるを得なかったんですが、兄弟の誰かが熱を出すと全部休ませなきゃならないというような状況でしたよね。それで、いとも簡単に休める。うちの孫なんか、「あれ、何で今日は帰ってきたの」と言ったら、「頭痛いと言ったら、うちへ帰れと言われたんで帰ってきたんだ」って。その様子を見ると何か嬉しそうで、全然頭なんか痛いかなと思うような感じなんですけれど。昔は早退するだとか、遅刻はもちろんですけど、休むというのはよほどの理由がないとできなかったんですけど、今は簡単になったなと思ひまして、学校の対応はどうなってるのかなと思ってこの質問をしてみました。

よろしくをお願いします。

○議長【高橋正昭君】 執行部の答弁を求めます。教育長。

(教育長 氷室 清君 登壇)

○教育長【氷室 清君】 ただ今の御質問の1点目についてお答えします。

コロナ禍における欠席については、国の方針に従い、更なる感染拡大を防ぐため、児童生徒が風邪症状等の体調の優れない場合には、出席停止とする扱いをしてきました。この5月に感染症分類が2類から5類へと変更になったことから、児童生徒の欠席については通常の対応に戻っております。

そのほか、病気による欠席以外に家の用事等で休む場合、小中学校では「家事都合」による欠席としております。学校は保護者の申出により判断しておりますので、実際に「旅行により」と申出があった場合以外には、それが旅行であるか他の用事であるかについて、その詳細は不明でございます。

次に、御質問の2点目についてお答えいたします。

議員御指摘の「ワーケーション」でございますが、「ワーク」と「バケーション」を組み合わせた造語で、旅行先などのふだんとは異なる環境で働きながら休暇を取ることを意味していると承知しており

ます。

それらと児童生徒との関わりでは、令和5年3月に、愛知県が保護者の休暇に合わせて児童生徒も年に3日休める制度をつくったことは聞いております。

町教育委員会としては、夏休み、冬休み、更には秋休みといった学校の長期休業日をしっかり確保しておりますので、現在の対応に変更の予定はございません。

以上で答弁を終わります。

○議長【高橋正昭君】 8番、石崎君。

○8番【石崎幸寛君】 そうすると、今の休ませ方は親が認めていけば家事都合で休めるということで、理由は聞かないということだろうと思いますから、「じゃ、幾日親が休みだから、平日休みだから、ディズニーランドへ行くかと。じゃあ、エレクトリカルパレードも見るように1泊で行くかと」。なんていうのもオーケーになってきますよね、結局ね、それで。その家庭の子育ての考え方でいろいろあると思うんですが、そうすると、「国の方針で」と言うかもしれませんけれども、これ、あれですか。実際にこういうのは学校によって差があるとか、そういうのはあるんですか。誰が決めるんですか。学校長が結局は、休ませ方とかそういうのも決めるんですか。それとも、国の方針で一律、平らなんですか。そこら辺の具合を教えてください。

○議長【高橋正昭君】 教育長。

○教育長【氷室 清君】 ただ今の質問にお答えします。

学校によってということはありません。欠席に関する細則みたいなものは国のほうで方針を示しております。それにのっとって指導要録というのを作成するときに、表記上、間違いがないように細かな項目まで記しているところでございますが、今さっき申しましたように、家事都合と旅行、それから御不幸があった場合の旅行、旅行というんですか、交通に関わる日数、そういったものを計上している例はございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 8番、石崎君。

○8番【石崎幸寛君】 学校ですから、教育のほうだから、あまり行政側から何だかんだということは控えたほうがいいのかなというふうに思いますけれども、話によると宿題を出さない学校があつて、「それは学校長の方針だ」というふうに聞いたことがありますけれども、結局、宿題を出すと、できる子はその宿題をやらなくたってできちゃうと。だから、宿題をやっている間に他の自分の勉強をしたい。で、なかなか学力が追いつかない子は宿題をやるのがかなり苦痛で、何と申しますか、結局は苦痛のほうが大きくなっちゃってあまり身につかなかつたというのを考えて、「その学校長が宿題は出さない方針だ」というふうに聞いたことがありますけれども、学校によってそういう差があるのかなと思いましたが、休みに関してはそういうのはないということですね。

以上で私の質問の全てを終わります。

○議長【高橋正昭君】 質問途中ですが、ここで昼食のため休憩いたします。午後1時から開始いたします。

午前11時58分 休憩

午後1時00分 再開

○議長【高橋正昭君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【高橋正昭君】 8番・石崎幸寛君の質問が終わりましたので、順序に従い、9番・勝山修輔君の発言を許します。9番、勝山修輔君。

(9番 勝山修輔君 登壇)

○9番【勝山修輔君】 順序に従いまして、私の一般質問をいたします。

通告書にあるとおり、農地法違反について、二つほどお聞きしたいと思っております。二つ目に、土砂等条例違反についてお伺いしたいと思います。これは3点ほどお聞きします。

まず、農地法違反について。農地法には罰則規定があるが、町では農地法に違反した者に対し、どのような指導等を対処しているかについてお伺いしたいと思います。

二つ目に、是正しない者に対し、町長はどのようにすべきと考えているかについて御質問いたします。

○議長【高橋正昭君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問の1点目についてお答えいたします。

農地法に違反した者に対しましては、まずはその違反行為がどのようなものか、農業委員会において事実確認をいたします。

その後又は並行して、違反行為をした者及びその関係者の特定をするとともに、その関係者等に対する聞き取り、言い換えれば事情聴取を経て、原状回復などの是正を適時かつ適切に指導しております。

次に、御質問の2点目についてお答えいたします。

農地法に違反した者に原状回復などの是正をさせることが何よりも重要と考えます。したがって、是正しない者に対しましては、粘り強く是正指導を継続することが必要であると考えます。

以上で答弁を終わります。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山君。

○9番【勝山修輔君】 この罰則についてですが、弁護士協会を通じて町農業委員会事務局から農地法違反であるという回答を弁護士協会からいただいておりますが、その調査報告について農業委員会事務局は、「農地法5条の第1項に規定する転用の許可を受けずに土砂を搬入し、その堆積日を令和3年3月頃と判断している」と回答しておりますが、この農地法では、何を隠そう私はよく分かりませんが、罰則規定がこのとおりたくさんありますので、私はどれに当てはまるか司法ではないので判断はつきませんが、農地法の64条から69条に、農地法違反に関する罰則について規定されております。「今般の案件は第64条1号に当たる第3条の1項、4項、1項、5項に違反しております」と言われておりますが、これには「3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処す」とありますが、町長はこのことをご存じですか。

○議長【高橋正昭君】 町長。

○町長【星野光利君】 農地法にその記載があることは存じ上げてます。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山君。

○9番【勝山修輔君】 今町長は農地法の是正する前に、農地法違反であるということを町が弁護士協会に報告しているのにもかかわらず、直せばいいということではないと思うんですね。浄罪というのは「何々をしてはいけません」と書いてあったら、それをしちやいけないんじゃないでしょうかということなんです。それを元に戻せばいいとか、そういう問題ではないと思います。それでは上三川町でそういう案件があったときには直せばいいんだと。言い換えれば、簡単なことだ、これが議会で通用するかどうか分かりませんが、人のものを盗みました。返したんですからそれでいいでしょうということの理屈になりかねないと思いますが、町長の見解をお聞かせください。

○議長【高橋正昭君】 町長。

○町長【星野光利君】 農地法の関係とその他の犯罪とは、ひもつけてお答えすることはできません。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山君。

○9番【勝山修輔君】 ここにですね、違反した者と思われるというのは、懲役3年という重い刑が記載されてるんですね。それに、弁護士協会のほうから聞いたのは、「該当する」というふうに聞いてあるんですが、私は裁判官でもないですから、そうだとすることは断定できないのですが、300万円以下の罰金刑まであるんですね。その他に、罰則されてる規定は36条。それでは100万円以下の罰金にする。この状態を把握してる町、農業委員会事務局はどのように指導しているのか。また一向に改善されない現状をどのように考えているか、町長の見解をもう一度お聞かせください。

○議長【高橋正昭君】 町長。

○町長【星野光利君】 農地法に関係することは町の農業委員会、そちらのほうで所管しております。その上に行きますと、今度は知事のほうからの、町、町長からでなくてですね、これは知事からの、農業委員会から上達して知事から、県のほうの権限になりますので、農地法の関連するその辺の解釈の仕方等は、農業委員会事務局のほうからお答えさせていただきます。

○議長【高橋正昭君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 農地法に関しましては農業委員会のほうが所掌してますので、事務局長のほうから御答弁させていただきます。

やはり農業委員会としましては、罰則適用に関しましては最終的手段と考えてございます。当然、町長の答弁にもございましたとおり、まずは無断転用、違反と思われる事象につきましては是正することを前提に指導をしているところでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山君。

○9番【勝山修輔君】 それじゃ、農地法は今一旦休みまして、次に土砂条例に移りたいと思いますが、土砂条例の本町の土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例が制定されているが、この条例に違反した者に対してはどのような指導で対処しているのか。

二つ目に、違反した者に対する罰則規定があるが、実際にこの規定に沿って処罰していこうと思えますか、それとも処罰しないでいこうと思えますか。

3番に、是正しない者に対して町長はどのようにすべきかと考えますか、お答えくださいますか。

○議長【高橋正昭君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問の1点目についてお答えいたします。

上三川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例に違反した者に対しましては、その違反行為がどのようなものか事実確認し、関係者を調査し、聞き取りをした上で、口頭、文書により、土砂等の撤去に向けた指導を実施しております。

次に、御質問の2点目についてお答えいたします。

許可を受けずに土砂等の埋立てを行った者に対して、町が告発した事例はありませんが、条例に規定する罰則が適用された事案がございます。

次に、御質問の3点目についてお答えいたします。

先ほども申し上げましたが、町条例に基づき、違反した者に対し、原状回復などの是正をさせることが何よりも重要と考えており、是正しない者に対しましては、粘り強く是正指導を継続することが必要であると考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山君。

○9番【勝山修輔君】 そうするとですね、農地法の他に、土砂条例の違反に関する罰則について規定されております。第36条に、届出をせずに小規模特定事業を行った者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処すとありますが、これは条例の中であることなのですが、これは町長は認識しておりますか。

○議長【高橋正昭君】 町長。

○町長【星野光利君】 条例については、条文の書いてあるとおりです。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山君。

○9番【勝山修輔君】 そうすると、農業委員会が言ってる罰則規定は、国、農業委員会がやることだから、町としてはそれには、私に簡単に言えば関知しないと。それじゃ、今度土砂条例に対しては罰則規定があるのにもかかわらず、栃木県弁護士協会からの依頼で調べた範囲内では、この罰則は違反をしたらすぐさせなきゃいけないというふうに認識してますが、いつ頃からこれは町長は認識してるんでしょうか。やった時期はどのぐらいだと思って報告受けてますか。

○議長【高橋正昭君】 勝山君に申し上げます。やった時期というのは何をやった時期なんですか、具体的に。

○9番【勝山修輔君】 聞いてて分かりませんか。

○議長【高橋正昭君】 ちょっと分かりません。

○9番【勝山修輔君】 はい。じゃ、ゆっくり言いますね。土砂条例を違反した案件がいつ頃あったんですかと報告を聞いてますか。どっからか投書か何かがあって、町の地域生活課はこれを「把握した」と聞いてます。そしてそれはいつあったというのは把握してるんだと思います。それを町長が聞いたのはいつ頃ですかと聞いてるんです。分かりました？

○議長【高橋正昭君】 その事例は。

○9番【勝山修輔君】 事案です。事例じゃありません。事案を投書されて地域生活課が知って、それを町長に報告したのはいつですかと聞いてます。

○議長【高橋正昭君】 そういう事案があったということを言いたいわけですね。勝山君。

○9番【勝山修輔君】 あったんじゃないくて、現実にあったから弁護士協会から町に問合せをしたんです。弁護士協会には回答してんのは町です。町が回答したから私が知り得たんです。「あったんですか」じゃなくて、あったから調べて回答してるんじゃないんでしょうか、農業委員会も地域生活課も。ないことを報告したら大変な問題でしょう。あったんですか、ないんですか。

○議長【高橋正昭君】 町長。

○町長【星野光利君】 担当から報告を受けた時期に関しては、今手元に資料もございませんので、それは明確に時期に関しては、私のほうからはちょっとお答え申し上げることができません。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山君。

○9番【勝山修輔君】 そうすると、報告をした方にお聞きしますが、地域生活課の課長は、いつ、どういうことでこういう案件があるというふうに町長に報告しましたか。また、農業委員会は町長に対して農地法違反ということで、こういう罰則とこういうことがあって栃木県弁護士協会から問合せが来ましたと。それでこういう回答を町長の許しなく、課長2人は弁護士協会に回答をしたということになるんですよ。この案件は、上三川町の町長たる最高権限のある方が知らないで勝手に弁護士協会に回答をすることは、課長の職責ではあり得ないと思ってます。でも、所轄ですから、そこへ問合せをするしかないんで弁護士協会から問合せがあったんだと私は認識してますが、どうですか。

○議長【高橋正昭君】 地域生活課長。

○地域生活課長【大山光夫君】 ただ今の御質問にお答えします。

個別の案件につきましては、時期とかそういうのは、答弁は差し控えさせていただきたいと思います。以上です。

○9番【勝山修輔君】 農業委員会。

○議長【高橋正昭君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 先ほどの地域生活課長と同様にですね、個別の案件につきましては答弁は控えさせていただきます。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山君。

○9番【勝山修輔君】 そうすると、個別の案件は握り潰して、それで済みますか。条例違反というのは町のつくった条例に違反してるんですよ。農地法というものは、農地法に基づいて違反してるんです。それが個別な案件という言い方は非常に不謹慎だと思います。それじゃ、あなた方は弁護士協会から問合せがあったとき、そのとおりに答えればよかったですでしょう。個別の案件ですからお答えできませんと。分かります？ そういうふうになぜしなかったんですか。あなた方は町長に判断を仰いで回答をしたんと違うんですか。個別の案件の中身を聞いてるんじゃないんですよ、私は。弁護士協会に問合せがあったときに何て答えたんですか。それは町長は知ってましたか、知りませんでしたか。案件の話ですか、これは。

農政課長、案件ですか、これは。じゃ、なぜそういう案件を弁護士協会に課長の名前で出したんですか。おかしいでしょう。あなた方にこの権限がないのに。

○議長【高橋正昭君】 勝山君に申し上げます。議論の内容が個別の話になってきているように思えます。この辺りを訂正してください。

○9番【勝山修輔君】 個人の案件で弁護士協会に問合せをしたときに、行政は答えるんですか。答えてるってことは公の質問だということですよ、法的に。それをあなた方二人は個別の案件だと。だから答えられないというのは不謹慎じゃないですか。

○議長【高橋正昭君】 この通告にある土砂等条例違反についてであります、個別の案件にまではこの通告では聞くようにはなっていません。

○9番【勝山修輔君】 個別を私、聞いてません。土砂条例と農地法に違反するとこんだけの罪名が並び切れないほどがありますが、「これはどうしてですか」と聞いてるんです。何が個別なんですか、議長。局長に聞くけど、どこが個別なの。個別だというのは何を、今特定した話を私、一度もしてないですよ。こういうことがあって、弁護士協会にあなた方は回答したんだから、「個別じゃないでしょう」と言ってるんです。それが何でいつの間にか個別になるの。これ、懲役3年というのは、法的に言ってそんな易しいもんじゃないですよ。これが個別の案件になりますか。もう一度聞きますから。個別の案件というところ、よく言ってみてください。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山君。

○9番【勝山修輔君】 最後の質問まで行かなくなっちゃうんで、ここで私が一つだけ言いますよ。この状態を把握しているか。被害者か加害者か分かりませんが、その方が農業委員会の任命者としていたとしたら、町長はどうするのかということをお聞きしたいと思いますね。それともう一つね、町長の選挙対策の名簿に……。

○議長【高橋正昭君】 勝山議員、そのことは通告にありませんね。

○9番【勝山修輔君】 じゃ、どうすればいいですか。

○議長【高橋正昭君】 発言できません、その場合。

○9番【勝山修輔君】 はい、分かりました。それでは、農地法違反や土砂条例を犯していることを不問にして、なかったことにして、この案件は終わろうとしてるのかどうか、町長にお聞きしていいですか。

○議長【高橋正昭君】 町長。

○町長【星野光利君】 そういった事例があった場合には、担当職員のほうにおいて、先ほど申し上げましたように聞き取り調査等をして、是正に向けて指導を行っている。あった場合にはそういうふうに行うということでございます。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山君。

○9番【勝山修輔君】 町長とここであったかなかったか論議する気はないんですが、私はこれをこのままにするとするならば、町長、町を相手に告発をしなきゃなりません。なぜ告発をするかということ、きちっとした罪名があるのにもかかわらずは是正をすとかしないとかということになれば、町でつくった土砂条例、国がつくった農地法を何もしなかったということになれば、私は町長を告発しなきゃなり

ません。非は非、是は是ですから、そういうことになっても構いませんか。

○議長【高橋正昭君】 町長。

○町長【星野光利君】 再度申し上げますが、職員のほうではきちんと是正に向けた指導を行っておりますので、町として何もしてないわけではございませんので、町としてやることに関してはきちんと進めていきたいと思っております。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山君。

○9番【勝山修輔君】 いつまでも後ろのほうで何か言う人がいてね、私が、じゃ、やるべきことをやっていけばいいのかと。私もやりたくてやってるわけじゃないんです。でも、最後に、私は告発をしないこの問題は解決しないということになれば、それしかないんじゃないかというふうに思います。それで私は、いつまでもそれを論議しても私の質問の最後ができなくなっちゃいますので、次の質問に入りたいと思っております。

上三川町の道路認定基準及び道路寄附取扱いの基準についてお伺いしたいと思います。

当該基準が厳しいために開発業者の経費負担が大きく開発行為が進まないと聞かすが、一人でも多くの町民のために税金を得ることが、あなた方の行政の収入源だと私は思っております。では、どのようにすべきかということについてお尋ねしたいと思います。

○議長【高橋正昭君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

「上三川町道路認定基準」及び「上三川町道路寄附取扱基準」につきましては、道路の幅員や構造、道路敷地の状況等について、今後、町道として維持・管理していく上で必要最低限の基準となっていることから、この基準を緩和する考えはございません。

また、民間事業者による宅地開発等の事前相談があった場合につきましては、各種基準に基づき、適切な指導・助言を行い、より良い住環境を整えることにより、選ばれるまちづくりにつながっていくと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山君。

○9番【勝山修輔君】 今の町長の案件は誰でも知ってることです。それで事前に都市建設課へ行って、「こうですか」、「ああですか」ということをお尋ねしてると思っております。そのときに、一つ聞きますが、議会の承認を先にしてから町道の認可をしますか。それとも、認可をしていると同時に議会の承認を得るのでしょうか。ここはちょっと肝腎なことなので、ちょっときちっとお答え願えますか。

○議長【高橋正昭君】 都市建設課長。

○都市建設課長【神永 理君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

町道認定につきましては、まず議会の承認を得てから町道認定ということになります。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山君。

○9番【勝山修輔君】 私もこの委員会に2期8年ほどいたんですが、私は認可をするときに、町道何

の何号線、何の何号線、何の何号線ということを議会に聞いたときに、町と認可されてる道路でした。道路を、これを認可していいですかというものは見たことはありませんが、今課長の言うのには、議会で承認してから町道の認可をするんだということだと、道路を造っている途中には、一生懸命造りますが、認可されてないものを造っていいんですか。認可されないものを造って認可を受けるんでしょうか。そうすると、認可をされてないものを工事することはちょっと法令違反になるんじゃないですか。どうなんですか。

○議長【高橋正昭君】 都市建設課長。

○都市建設課長【神永 理君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

バイパス整備等で道路を造る場合、造った後に認定を行っております。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山君。

○9番【勝山修輔君】 今、認可は造った後か前かじゃなくて、「認可をされない道路を民間の業者が先に造らないと、認可は受けられないんじゃないですか」って言うんです。「そうすると、認可を議会で提出する前に工事をやらないと、認可は受けられないんじゃないですか」って、ここんこはつきり、課長、覚えてください。「ここに道路を造ります」ということを都市建設課へ行って聞きます。認定を受ける前に工事をして、「できました」と言わないと認定がもらえないと私は認識していますが、そうすると認識をしてると、「やってはいけない前に工事はやってるってことにならないですか」と聞いてるんです。「終わってからやるんですか」ということを聞いてるんですよ、よくよく聞いてください。

○議長【高橋正昭君】 都市建設課長。

○都市建設課長【神永 理君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

認可と認定なんですけど、認可を先にとって道路を造って、その後、議会の承認を得て認定という流れになります。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山君。

○9番【勝山修輔君】 それは当然ですよ。それが当然なことなんです。造らなければ、幅が幾つ、何が幾つ、長さが幾つって出ないんですから、議会の承認を得られないんですよ。ところが今回、私がこの質問をしたときに、認可が先ですよ、ですから、認可は造ってからじゃなくて、「認可をしてからじゃないと造ってはいけない」と言うから、業者がすごく面食らってるわけです。それで、今度は何遍も聞きに行ったら、「こういう条文があります」と言って出されたから、今私が代弁してるわけです。そうすると、***のない職員が一生懸命道路を造って、人を増やして売って、もうけるもうけないは、それは業者のことですから、それはいいんです。

○議長【高橋正昭君】 勝山君、申し上げます。今、あなたの言葉に不穏当な言葉がありました。

○9番【勝山修輔君】 何です、どういうふうに。

○議長【高橋正昭君】 ***のない職員って言葉がありました。それを訂正してください。

○9番【勝山修輔君】 はい。**をしてないね、方が、**をするために働いてる人のものを取っちゃ駄目でしょうということなんです。だから、私が言いたいことは、道路を先に造って、それから認可を受けるのに、認可が先で道路を造れと言ったんじゃない、それは分譲できないということなんです。だからそういうことを、徹底したことを、きちっとしたマニュアルがないってことなんです、ここは。

マニュアルがあるならば、こういう答弁はしなかったはずですよ。

○議長【高橋正昭君】 ちょっとお待ちください。都市建設課長、どうもその辺りのことがよく理解してないようですので、最初から説明してあげてください。

○9番【勝山修輔君】 どうぞ、説明して。

○議長【高橋正昭君】 町が認めた工法とか基準とかをクリアしないと、その道路は認可してもらえないということが分かってないんだと思います。議長権限で都市建設課長に説明願います。

○都市建設課長【神永 理君】 繰り返しになってしまいますが、まず事業認可というのを受けて、道路を整備して、その後、議会の承認を得て町道認定という流れになります。その認定に当たりましては、上三川町道路認定基準、まさに議員が今持っている資料なんですけども、その認定基準に基づきまして認定するかどうかというのを判断しております。そこには細かい基準等がありまして、それに適合するかどうかを判断した上で認定するかどうかという流れになっております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山君。

○9番【勝山修輔君】 道路の認定を受けるのにはこういうことをしてこういうことって、クリアをしなければ認定してもらえないんですよ。私の言ってるのは、「認定してから造るんだ」と言うから、それではちょっと方法論がおかしいでしょうと。都市計画では、幅が何メートル、砂利がどんだけ、これとこういうふうにして造ったら認定しますよということで工事に入るわけですよ。

○議長【高橋正昭君】 勝山君、申し上げます。発言をやめてください。

都市建設課長、ただ今の発言で、町で道路を認定するには、町の方法とかいろいろ工事の方法がありますね。それをやらなければ、最後に認定してもらえないわけですよ。その辺りのことがよく分かってないんじゃないですか。だから、勝山議員の言ってることは、民間工事屋が先、工事をやって、町の指導を受けないでやった場合には認可してもらえないということはあるんですよ。ですから、その辺りのことがよく理解してないんだと思います。その辺りを説明してください。

○9番【勝山修輔君】 説明は私がしてあげますよ。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山君。

○9番【勝山修輔君】 あのね、都市建設課の言うとおりに工事はやるんですよ。そのとおりに幅もみんな計算して工事をして、それで都市建設課に、「これでよろしいですか」って、「認可を下さい」ってやるんですよ。ところが、道路を造る前に、「認可が先だ」と言ったんで業者は「面食らった」と言ってるんです。それはここにある町が出してるものに、そう書いてあるところがないんですよ。認可をもらってから道路を造るというのは。道路を造るのには町の指定したとおりに造らなきゃ認可はもらえないの。それを一生懸命働いてる人に、最後になったら「議会の承認をもらってください」と言ったから、「承認が先ですか」ってことになったわけ。工事は都市建設課が言ったとおりに造ってるんですよ。それで出来上がったから「認可下さい」と言うんじゃないんですか。そのくらい私だって分かってるつもりですが、違いますか。町の言うとおりに造らなきゃ認可は下りないんです。そのとおりに造ってるんだから、認可が先なんだというのはおかしいでしょうと聞いてるだけ。分かります？

○議長【高橋正昭君】 都市建設課長。

○都市建設課長【神永 理君】 今回の案件につきましては、寄附を受けての認可ということで、寄附を受ける前に工事ですとか、そういうのはきちっとやった上で認可という流れになります。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山君。

○9番【勝山修輔君】 ですから、物を言ったときにあれをしないで、都市建設課が言ったとおりに道路を造って、ちゃんと寄附行為までいって、寄附行為が終わって「認可してください」と言うのが筋道だと思うんですが、議会の承認をするのに、道路ができてないのに承認できないでしょうということなのね。そういうことを窓口で平然と言うことだから、この問題は生じたんだと。それで情報公開をしたところ、そういう案件は後から出たものにはありました。議会の承認を得るってことはね。最初に説明を受けたときには「ない」ということなんだ。だから、それでは開発業者は困るでしょうと。町のために働いて、町のためにと思ってることもあるでしょう。「ない」と言えば、「あんた、金もうけだ」って言われりゃそれまでかもしれないけど、認可を受けなきゃ家は建たないんですよ。ですから、その認可をもらうために一生懸命やることが、そういう窓口にいるたった1人の人間でころころ変わるような条例では、町長、問題じゃないかということを一生涯懸命言ってるんです。分かっていたいただけますかね。後出しじゃんけんじゃ困るんだと。

○議長【高橋正昭君】 都市建設課長、お聞きします。そういう事実があったんですか。

都市建設課長。

○都市建設課長【神永 理君】 繰り返しますが、先に工事をやってから議会の承認を得て認定という流れになります。そのように窓口でも指導していると考えております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山君。

○9番【勝山修輔君】 今はね、了解取れてもう解決しましたけど、そういうことをしたという案件があったということを一生涯懸命しゃべってるわけです。議長が言うように、道路は言うとおりに造らなきゃ認可してもらえないんだ。当たり前ですよ。そのとおりに造って、「議会の承認をもらってから工事をやる」と言うから、「それじゃできないでしょう」と言ってるだけのこと。分かっていただけでした？ 都市建設課が言うとおりに道路は造らないと、町は受け取らないんです。

○議長【高橋正昭君】 よく私は理解してます、それは。

○9番【勝山修輔君】 だから、「そういうことを一職員の判断ミスで、そういうことがたくさん起きるようでは、上三川町にいる業者が面食らっちゃいますよ」ということを言ってるわけ。だから、一人一人が自分の職責をちゃんと考えて指導する、お話をする、こういうふうにしていかないと駄目なんですよという指導をちゃんとしてればこの問題は起きなかったんですよ。情報公開出して初めて分かるようなものを先にポーンと投げるから、こういう問題が起きた。私も議員をしていたときにね、後から「何の何号線、何の何号線、何の何号線を町道にします」というのは何遍も聞きました。それは造った後です。造る前に認可をもらったことは、私も記憶ではありません。それが今回は認可が先だということになったんで、問題が膨らんじやったんです。

だから、私が言いたいことは、職員は自分があてがわれた職責をちゃんと勉強して、ちゃんと指導すべきじゃないかと言って、私の質問を終わりにします。

○議長【高橋正昭君】 一般質問途中でありますが、本日はこれで延会といたします。お疲れさまでした。

なお、明日15日も午前10時から一般質問を行います。御苦労さまでした。

午後1時42分 延会